

地盤保証制度 保証書

[被保証者]

様

対象住宅	住宅登録番号	
	所在地	
	住宅所有者名	
	住宅引渡日	
	保証満了日	上記住宅の引渡日から起算して10年間が満了した日
地盤会社	地盤会社登録番号	MZ2009002193
	商号または名称	ハイスピードコーポレーション株式会社
	住所	愛媛県松山市久万ノ台921-1
(販売者) 請負者	商号または名称	
	住所	

[保証者]

上記の住宅は、株式会社ハウスジーマンが取り扱う地盤保証制度に登録され、損害保険に付保されております。

一般社団法人
住宅技術協議会



住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社ハウスジーマン

〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1 ランディック第2新橋ビル8階
TEL.03-5408-8486 FAX.03-5408-7441

地盤保証制度保証約款

(保証者による保証)

第1条 保証者は、被保証者に対し、この保証約款に従い保証を行います。

(保証事故)

第2条 保証者による地盤調査または地盤補強工事（杭打ち工事を含みます）が行われた地盤で、その地盤調査の分析結果判定日または地盤補強工事から12ヶ月以内に当該対象住宅の基礎工事が開始された住宅で、地盤調査の誤りまたは地盤補強工事に起因して地盤が沈下し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第74条の規定に基づき定められた住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準の第3各不具合事象ごとの基準の1傾斜の表（1）「壁又は柱または表」（2）「床」に該当し、かつ、保証者が補修を要する不具合事象（以下「保証事故」といいます）が生じているとした場合、保証者は、被保証者に対してこの約款が定めるところにより、補修もしくは補修に代えて損害賠償または補修と併せて補修に代わる損害賠償によって保証を行います。

- 2 前項に定めるところにかかわらず、補修が著しく困難な場合または発見された事象の程度に比べて、補修に過分の費用を要するときは、被保証者は保証者に対して補修を求めることはできないものとし、保証者は、補修に代えて損害賠償を行うものとします。
- 3 前項の場合、保証者は、損害賠償の対象部分について、被保証者に対して補修の責任を負わないものとします。

(保証期間)

第3条 保証期間は、保証者による地盤調査または地盤補強工事が完了した後、当該対象住宅の基礎工事が開始された時（基礎工事に係るコンクリートの打設を開始した時）に始まりその被保証者に引き渡された日から、10年が経過した日までとします。

(保証内容)

第4条 保証者の限度額は、第2条に定める保証に要する費用とし、かつ保証期間を通して5,000万円（ただし、対象地盤の修復費用は、2,000万円）とし、いかなる場合でも保証事故の生じた時点におけるその被害財物の価額を超えないものとします。

(保証免責事由)

第5条 保証者は、次の各号に掲げる損害については保証の責任を負いません。

- (1) 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、津波、落雷等の天災、火災、爆発、暴動等の不可抗力に起因する損害
- (2) 近隣の土木工事、道路工事または車両の通行などの第三者の人為的な作用により、調査地の基礎地盤に予測し得ない外力が作用したことに起因する損害
- (3) 直接であると間接であるとを問わず、地滑り、崖崩れ、断層の活動、地割れ等の地盤もしくは地形の変動またはこれらに類似の予測できない自然環境の変化に起因する損害
- (4) 地盤調査の考察または地盤補強工事が、第三者により追加もしくは変更された場合で、その追加もしくは変更された地盤調査の考察または地盤補強工事に起因する損害
- (5) 第三者の支給材料もしくは支給機器類に起因する、または被保証者等発注者の施工に起因する損害
- (6) 保証者の地盤調査または地盤補強工事後に、予定されていた建設工事と異なった工事や地盤補強工事を行った場合で、これらに起因する損害
- (7) 対象住宅の引渡後の増改築工事、擁壁等を含む外構工作物工事等に起因する損害
- (8) 対象住宅の使用目的が変更されたことに起因する損害
- (9) 契約締結当時または地盤調査当時に実用化されていた技術では予測または予防することが不可能であった現象に起因する損害
- (10) 対象住宅の使用不能に起因する損害。（ただし、保証事故により、他人の財物の損壊について損害賠償を行う場合において、地盤補強工事または建物補修工事の工事期間中に、その居住者が仮住居での生活を余儀なくされた場合にかかる仮住居費用を除きます）
- (11) 直接であると間接であるとを問わず、地盤調査の際に異物（汚染物質、気体等を含みます）の存在が発見できず、後日当該異物が原因で居住不能となったことに起因する損害
- (12) 地下水の増減に起因する損害
- (13) 動植物に起因する損害
- (14) 保証者もしくは、保証者が指定する者以外の者が実施した地盤調査または地盤補強工事に起因する損害
- (15) 地盤調査または地盤補強工事を完了し、当該対象住宅がその所有者に引渡された日から、10年を経過した後に請求された損害
- (16) 造成時に法律に違反した工事がなされたことに起因する損害
- (17) アプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走りまたはテラスの単独損害
- (18) 実施日または完了日が不明の地盤調査または地盤補強工事に起因する損害
- (19) 地盤調査終了後に行う地盤補強工事を行っている間に生じた損害
- (20) 地盤補強工事終了後に行う地盤調査を行っている間に生じた損害

(保険の付保等)

第6条 本地盤保証制度は、対象住宅ごとにその保証者を被保険者として、この保証約款に基づく保証者の保証の一定部分を担保する保険が損害保険会社へ付保されます。

(その他)

第7条 この保証約款の内容は、関係法令に基づき被保証者が有する権利に影響を及ぼすものではありません。